

項番	現行	今後の方向性	
		圧気	潜水
1	<p>事業者は、潜水業務を行うときは、潜水作業者に純酸素を吸入させてはならない。(高圧則第35条)</p> <p>・潜水業務＝高圧則第1条第2号により、令第20条第9号の業務をいう。(潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務)</p> <p>・潜水作業員＝高圧則第8条により、潜水業務に従事する労働者</p> <p>以上により、高圧室内業務や潜水業務における船上減圧においては酸素吸入を禁止していない。また、再圧室については、加圧に純酸素を使用することを禁止しているが、純酸素での呼吸は禁止していない。</p> <p>しかしながら、船上減圧の取扱いについては、高圧則32条の規定により行われるもの(事故)を除き、同規則31条の規定に違反する。(S50.1.12基発第29条)</p>	<p>規制は現状維持。しかし、大臣審査の実績を踏まえ、混合ガス呼吸・酸素減圧を推奨するべきか。</p>	<p>治療減圧と通常減圧を分けて論じる必要がある。通常減圧について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ステージやベルを用いた場合は、水中でも酸素減圧が可能な規程を設けるべきか。 2 船上減圧を酸素減圧で行う場合は、事故以外でも特例として認めてもよいか。 3 爆発の危険排除(現行どおり)の他に酸素中毒の対策も考える必要がある(CPTDやUPTDによる規制は可能か。)
2	<p>混合ガスの使用については禁止をしてない(規程がない)。ただし、減圧表は則の別表しかないので、減圧時間を規制以上に短くさせることは出来ない。</p>	<p>右に同じ。</p>	<p>混合ガスを利用する利点は、体内に窒素を取り込ませないことであるため、減圧時間も短くしてよいはずである。</p> <p>体内の窒素の吸収または排出を式で示し、これを超えない減圧計画を策定して実施する、という規制でよいか。また、最低基準となる式であるので、より安全かつ衛生的な減圧計画の策定を禁止するものではない。</p>